第一項の表二六一の項を次のように改める。

261	削除

第一項の表三一〇の項を次のように改める。

310	削除

第一項の表四二八の項を次のように改める。

428	削除

第一項の表四三〇の項を次のように改める。

430	削除

第一項の表四三五の項及び四三六の項を次のように改める。

435	削除
436	削除

第一項の表六一七の項及び六一八の項を次のように改める。

617	削除
618	削除

第一項の表七八〇の項を次のように改める。

780	削除

第一項の表八六七の項を次のように改める。

867	削除

第二項の表五の項中「(164.00)」を「(163.67)」に、「(91.50)」を「(92.00)」に改める。

十一　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第一項の表一三の項を次のように改める。

13	削除

第一項の表二五の項を次のように改める。

25	削除

第一項の表三五の項を次のように改める。

35	削除

十二　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

4	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

第一項の表七六の項及び七七の項を次のように改める。

76	削除
77	削除

第一項の表九二の項を次のように改める。

92	削除

第一項の表一五〇の項を次のように改める。

150	削除

第一項の表一七七の項を次のように改める。

177	削除

第一項の表一八二の項及び一八三の項を次のように改める。

182	削除
183	削除

十三　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

第一項の表七〇の項を次のように改める。

70	削除

第一項の表七二の項を次のように改める。

72	削除

十四　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二五の項を次のように改める。

125	削除

第四項の表二一の項中「(85.50)」を「(95.50)」に、「(108.00)」を「(118.00)」に改め、同表三六の項及び三七の項を次のように改める。

36	削除
37	削除